

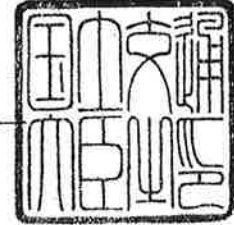


国海員第 3 4 3 号
平成 3 0 年 2 月 2 1 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 0 1 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社リュウ・カンパニー	神奈川県鎌倉市二階堂 9 3 6 - 6
福寿船舶株式会社	静岡県静岡市清水区旭町 5 番 9 号
大東汽船株式会社	愛媛県今治市伯方町伊方甲 1 4 1 8 番地 1